

株式分割に関する基準日設定公告

2020年2月21日

株主各位

東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
ニフティライフスタイル株式会社
代表取締役社長 成田 隆志

当社は、2020年2月19日開催の取締役会において、2020年3月10日（火曜日）付をもって当社普通株式1株を5,000株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2020年3月9日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2020年3月10日（火曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を19,996,000株増加して、20,000,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上